

第6回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月28日(木)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時50分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室 東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第4号 非農地証明願出について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地使用貸借権解約について
5. 出席委員(28人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 菊地 賢一郎 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
 4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
 15番 川村 勇
欠席推進委員 7番 橋浦 福男 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一 局長補佐 成田 利顕 主幹 大友 十和子
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第6回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第6回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名 計28名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

11番 松浦 岩男 委員 12番 昆布谷 功治 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

第1班代表委員の松浦朋子です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々また農地利用最適化推進委員4班の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年10月28日提出。

番号1、大字・字・地番は高館熊野堂字岩口中7番1の一部、地目は登記・現況共

畑、登記面積は682㎡のうち356㎡、転用目的は住宅建築（分家住宅）です。貸付人、借受人の住所・氏名については総会資料のとおりです。こちらは親子の関係です。開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は使用貸借権設定、許可日より永年、建築面積は105㎡です。

位置図、公図については議案書の2ページ、担任委員会資料は1ページと2ページをご覧ください。申請地は、熊野神社東側で名取川の堤防沿いに位置します。この畑の682㎡のうち356㎡を住宅建築に利用し、残りの土地については畑として耕作を続けるといった内容で、今回の転用と同時に分筆をするそうです。議案書2ページの公図をご覧ください。進入路は農道から共有の私道を利用します。担任委員会資料2ページをご覧ください。申請地の周囲は農地が隣接していることから、北側と東側には土砂等の流出がないようにL型擁壁を回し、西側は法面処理を行い、芝を張るそうです。雨水及び浄化処理後の汚水は進入路近くの雨水柵で受け、既設雨水管に放流するということでした。今回の住宅建築に当たっては、ご近所の方から了解をいただいているそうです。

議案第1号1番につきましては、10月26日の担任委員会で現地調査を行い、借受人から委任を受けた代理人より実情聴取したところ、お配りした農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり、農地区分における内容については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第1号1番につきましては、10月26日の担任委員会の現地調査に同行し代理人にも聞き取り調査を行いました。現況が畑ということでしたが、現地調査に行ったときにちょうど雨が強く降っており、冠水状態になっていました。356㎡については土盛りをして宅地を建て、残りについては畑としてそのまま利用するということでした。排水管がどうなるのか気になったので質問したところ、雨水柵を道路の自宅側に作っており、その下に雨水管をすでに設置されているということでした。あの辺りは排水がよい畑なので、周辺の農地には影響は生じないと判断し、転用については、何ら問題がないものと考えました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

雨水管が長いので、長い間使用していると泥などが詰まり流れなくなるのではない

かと考えます。そのため、雨水管に点検口があったのか教えてください。

○ 議長（大友正一会長）

松浦委員お願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

私道に入ったところの埋められている箇所に、ところどころ点検口が設置されていました。

○ 議長（大友正一会長）

雨水の点検口があるということです。よろしいですか。

○ 11番（松浦岩男委員）

はい。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年10月28日提出。

番号1、大字・字・地番は高館熊野堂字谷地前42番、地目は登記・現況共田、登記面積は685㎡、権利種別は売買です。譲渡人、譲受人については総会資料のとおりです。譲受人の経営面積は142a、世帯員は6人、労力人は2人です。売買の金額につきましては、10aあたり364,963円、総額250,000円となります。

位置図、公図は議案書の4ページをご覧ください。こちらの申請地は、高館の西側

にあります秀麓齋というお寺の東側に位置します。議案書4ページの公図をご覧になるとわかりますが、申請地は譲受人の田んぼに入り込んだかたちになっています。今年譲受人へ作業を委託していましたが、高齢になったこともあり、今回の売買という申請に至ったということです。譲受人がこの申請地を取得した後は畦畔を外し、一枚の田として耕作を行うそうです。

議案第2号1番につきましては、10月26日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人本人より実情聴取致しました。譲受人は隣接農地の耕作者であり、農地法第3条の判断基準でお示しのとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

こちらと同じく10月26日に担任委員会の現地調査をいたしました。場所は、松浦委員が説明されたとおりです。譲渡人は今までは田植えだけは自分で行っていたようです。譲受人につきましては、今回からは稲刈りから乾燥等は私が全て行いましたということです。見てのとおり譲受人の田んぼに入っていますので、何ら問題なく許可要件を満たすと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明ご意見いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 「なし」の声あり

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第3号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」、申請者より下記のとおり事業計画変更承認申請があったので意見を求める。令和3年10月28日提出。

番号1、令和元年7月19日付け宮城県(仙振)指令第163号(農地法第5条)。

- 1.申請者の住所、氏名は総会資料のとおりです。
- 2.転用事業変更の承認を受けようとする土地、閑上字太子堂133番1、地目は登記・現況共畑、面積は442㎡で事務所用地(一時転用)です。
- 3.変更しようとする事業計画の詳細、令和3年9月22日付けの工事請負変更契約で増工となり、工期が令和3年10月29日まで延長となったため、一時転用許可の期間を次のとおり変更する。

一時転用許可期間経過後の申請につき、始末書を提出していただいております。

変更前が、令和元年7月19日～令和3年9月30日まで、変更後は、令和元年7月19日～令和3年11月30日までとなります。こちらは一時転用許可期間経過後に申請書の提出があり、ルールに基づく申請をしっかりと行っていただきたいということと、何度もこういったことが繰り返される場合は、一時転用申請のやり直しもあるので注意してくださいという話をしました。

議案第3号1番につきましては、10月26日の担任委員会で現地調査を行い、申請者である法人から委任を受けた社員より実情を聴取しました。現地は、公共工事のための現場事務所として、すでに農地転用許可が下りていたものです。しかし、この許可期限の満了間際に受注工事の工期が延長となったことから、許可期間経過後の申請ではありますが、始末書の提出も受けておりますことから、計画変更を承認することは、やむを得ないものと考えます。

○ 議長(大友正一会長)

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員(菅野弘一推進委員)

議案第3号につきましては、10月26日担任委員会で実情聴取したところです。工期発注が当初許可期限の間際にあつたものですから、申請が間に合わなかったということです。始末書の提出も受けておりますので、工期を変更するのはやむを得ないと判断いたしました。

○ 議長(大友正一会長)

ただいま両委員からご説明意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長(大友正一会長)

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

《議案第4号 非農地証明願出について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「非農地証明願出について」を議題といたします。

それでは、松浦朋子代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（松浦朋子委員）

議案第4号「非農地証明願出について」、下記願出人より非農地証明願の提出があったので意見を求める。令和3年10月28日提出。

番号1、愛島笠島字表107番、愛島笠島字表108番、地目は2筆とも登記は畑、現況は山林です。登記面積は2,041㎡と296㎡で合わせまして2,337㎡になります。願出人は、総会資料のとおりです。107番は従前から山林（竹林）となっています。108番も隣地の孟宗竹が覆い被さり、昭和40年前半から畑としての利用は困難となりました。今般、林野庁事業への申請にあたり、山林への地目変更が必要となったことから、当該証明書の交付願があったものです。

こちらは議案書8ページです。それから担任委員会資料は6ページになります。1番につきましては、現地調査を行ったところ、申請地は傾斜もきつく、議案書にもありますように孟宗竹が覆い被さり、今後畑としての利用は非常に困難であると見受けられました。今般、林野庁における竹林整備及び竹材利用に係る補助事業を申請するにあたり、山林への地目変更が必要となり、非農地証明の交付願があったものです。

次に番号2、愛島笠島字五社山8番、地目は登記が田、現況は山林です。登記面積は2,487㎡、願出人が総会資料のとおりです。平成6年9月洪水により、橋が流され進入路が無くなり、水路が壊れて土石流が入り、農地として復元することが著しく困難になったことから、当該証明書の交付願があったものです。

この2番にあたりましては、担任委員会当日、天候が悪かったため現地近くまでしか行けませんでした。航空写真と事前に事務局が撮った現地写真で確認したところ、自然災害により農地としての復元は著しく困難であると見受けられました。

議案第4号1番、2番につきましては、10月26日の担任委員会で現地調査を行い、願出人から実情聴取したところ、農地として利用することが困難な土地と判断できることから、非農地証明を行うことは問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の菅野弘一委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（菅野弘一推進委員）

議案第4号1番、2番につきましては、10月26日担任委員会で現地調査をいたしました。今、松浦委員から説明があったように、五社山についてはなかなか車で入れないような状態だったため、直接現地は確認しませんでした。しかし、ご本人に出席いただいたので、何か利用はあるのか質問してみましたところ、本人も現地にはほとんど行っていないような状態で、利用は何も考えていないということでした。

そして順番が逆になりましたが、議案第4号1番につきましては、林野庁の事業申請ということで、どのようなものか聞いたところ、竹林の間伐や法面直しといった場合に、県へ申請すると、林野庁への許可申請を県のほうで行っていただけるそうです。

議案第4号1番2番につきましては、農地として利用するのは難しいのではないかと考え、非農地証明を出すことは何ら問題ないものと判断いたしました。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明意見等いただきました。この案件について、ご質問ございませんか。

○ 10番（布田順一委員）

まず一つは、林野庁の事業については県が申請するとあったのですが、県営で行う事業なのか、それとも事務手続きを県が代わってしている事業なのかを教えてください。

それからもう1点、107番108番については農用地区域になっています。これが本当に間違いなく農用地区域内で残っているのか教えてください。

○ 議長（大友正一会長）

それでは、事務局をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

ただいまのご質問について、お答えいたします。

最初の質問の林野庁事業についてですが、国の間接補助事業になりますので、県が事業実施主体となり、県を経由して国から補助を受ける事業になっております。

二つ目の番号1の愛島笠島字表107番、108番が農振の農用地区域ではないかといったご質問については、事務局が管理しているシステム上では、農用地区域内という表示の扱いになっていましたが、市農林水産課へ確認した結果、農用振興地域内の農用地ではなく、農用振興地域内の白地という回答がございました。

○ 10番（布田順一委員）

入力ミスがあったということですね。

- 事務局（成田局長補佐）

はい。

- 議長（大友正一会長）

ほかにございませつか。

- 「なし」の声あり

- 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

- 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり証明書を交付することを決定いたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

- 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

- 事務局（大友主幹）

議案書の10ページから12ページをご覧ください。議案第5号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和3年10月8日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める、令和3年10月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件4,162㎡、更新0件、合計2件4,162㎡。

2 利用権を設定する土地

田3筆4,162㎡、畑0筆、合計3筆4,162㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。10年1件。

③ 借賃（10a当り）。60kg1件。

④ 所有権移転の売買総額 2,100,000円1件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和3年10月29日予定。

5 詳細につきましては、議案書10ページから12ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認といたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

議案書の13ページ、14ページをご覧ください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により、「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。令和3年10月28日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規2件23,905㎡、更新0件、合計2件23,905㎡。

2 利用権を設定する土地

田11筆19,610㎡、畑4筆4,295㎡、合計15筆23,905㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定2件。

② 賃借権の存続期間。10年2件。

③ 借賃（10a当り）。10,000円2件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和3年10月29日予定。

5 詳細につきましては、議案書13ページから14ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局からご説明がございました。これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地使用貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地使用貸借権解約について」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（大友主幹）

別紙議案書により報告事項（1）から（3）について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○ 〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（3）までについて承認いたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（小畑局長）

〔11月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第6回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時50分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和3年10月28日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 11番 _____

署名委員 12番 _____